



中間試案後に追加された民法（相続関係）等の改正に関する試案 （追加試案）〔概要〕

法務省民事局 平成29年8月

諮問の内容

高齢化社会の進展や家族の在り方に関する国民意識の変化等の社会情勢に鑑み、配偶者の死亡により残された他方配偶者の生活への配慮等の観点から、相続に関する規律を見直す必要があると思われるので、その要綱を示されたい。（諮問第100号）

審議の経過

平成27年2月 法務大臣による諮問
 平成27年4月 部会における調査審議開始
 ～平成28年6月 計13回の部会開催（1か月に1回程度）
 平成28年6月 中間試案（決定）
 平成28年7月～9月末日 パブリックコメント（中間試案）
 平成28年10月～ 部会における調査審議再開
 平成29年7月 追加試案（決定）
 平成29年8月～9月22日 パブリックコメント（追加試案）

議論の内容

部会における検討項目
 （追加試案の対象外のものも含む。下線部が追加試案の対象項目）

- 第1 配偶者の居住権を保護するための方策
- 第2 遺産分割等に関する見直し
- 第3 遺言制度に関する見直し
- 第4 遺留分制度に関する見直し
- 第5 相続の効力等（権利及び義務の承継等）に関する見直し
- 第6 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

第2 遺産分割等に関する見直し

- 1 配偶者保護のための方策（持戻し免除の意思表示推定規定）
 婚姻期間が20年以上である夫婦の一方が他の一方に対し、居住用不動産の全部又は一部を遺贈又は贈与したときは、持戻しの免除の意思表示があったものと推定することにより、遺産分割においても、このような遺贈等をした被相続人の意思を尊重した取扱いができるようにする。
- 2 仮払い制度等の創設・要件明確化
 相続された預貯金債権について、生活費や葬儀費用の支払、相続債務の弁済などの資金需要に対応できるよう、遺産分割前にも払戻しが受けられる制度を創設する。
- 3 一部分割
 遺産の一部のみを分割することができることを明文化し、当事者が遺産の一部分割を請求できるようにする。
- 4 相続開始後の共同相続人による財産処分
 相続開始後に共同相続人の一人が遺産の全部又は一部を処分した場合に、計算上生ずる不公平を是正する方策を設けることにより、処分がなかった場合と同じ結果を実現できるようにする。
 【甲案】処分された財産も含めて遺産分割をすることができるようにする。
 【乙案】民事訴訟で償金請求をすることができるようにする。

第4 遺留分制度に関する見直し

遺留分減殺請求権の行使によって当然に物権的効果が生ずるとされている現行の規律を見直し、遺留分権の行使によって遺留分侵害額に相当する金銭債権が生ずるものとしつつ、受遺者等において、金銭の支払に代えて、受遺者等が指定する遺贈等の目的財産を給付することができるようにする。

今後の予定

平成29年10月～ パブコメの結果を踏まえ、更に調査審議
 本年末又は来年初めの 要綱案の取りまとめを目指す